

横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金 (修繕工事及び設備の更新) 事務取扱説明書

令和8年度

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

I 事業概要

1 事業の趣旨

幼稚園及び認定こども園が実施する園舎の老朽化に伴う修繕工事及び設備の更新に要する経費の一部を補助することにより良好な教育環境を維持することを目的とするものです。

2 補助対象事業の内容

令和8年4月1日以降に着工し、令和9年3月16日までに完結する工事等及び設備の更新で、下記の項目に該当するもの。

- (1) 神奈川県認可(幼保連携型認定こども園については横浜市の認可)を受けている園舎の老朽部分の修繕工事及び設備の更新 1件200万円以上(税込み)
- (2) 1件とは、同一内容または同一部分を指します。
- (3) 修繕工事及び設備の更新とは、次のとおりです。
 - ア 屋根工事
屋根面のふき替え、防水工事等
 - イ 床、天井工事
床、天井の取替え及びこれに付帯する塗装工事等
 - ウ 内、外壁工事
既設壁面を撤去し新たに壁面を造る工事、壁面撤去を伴わない補修工事、防水工事及び塗装工事等
 - エ その他、園舎の老朽化に伴う修繕工事
 - オ 設備の更新
給排水衛生設備、空調設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備等
 - カ 対象外
園庭、外構、門扉、フェンス等の修繕、備品類の購入、遊具の補修に要する経費は、対象としない。
- (4) 同一部分の修繕は、補助を受けてから10年を経過しているもの。
- (5) 同一年度内に2件以上の申請はできません。

3 補助対象経費

上記の補助対象事業に要する経費

4 補助額

補助対象経費の1/2以内で、100万円を限度とします。(予算の範囲内)

5 注意事項

- (1) 予算の範囲内で補助しますので、申請件数によっては、補助対象外とさせていただきます。ただ、場合や、補助限度額まで補助できない場合があります。
- (2) 本市補助金は、原則として市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行うこととなっています。詳細は、「6 市内事業者優先及び見積書等について」をご覧ください。

6 市内事業者優先及び見積書等について

「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下、「補助金規則」といいます。）の一部改正（平成22年3月15日公布）により、本市が支出する補助金は、主に市税を原資としており、市内事業者等の下支えにも役立てるため、「市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行う」ことが原則とされました。

※「市内事業者」とは、本社が横浜市内にある業者です。

支店や営業所が市内にあっても、本社が市外の場合は対象外

	横浜市からの補助対象となるための条件
工事及び設備の更新	<ul style="list-style-type: none">・ 1億円以上の工事及び設備の更新は、原則市内事業者による一般競争入札を実施・ 1,000万円以上1億円未満の工事及び設備の更新は、市内事業者8者以上の指名競争入札又は市内事業者5者以上の見積合せを実施 ※1・ 1,000万円未満の工事及び設備の更新は、市内事業者2者以上の見積合せ実施 ※1・ 100万円未満は市内事業者との単独随意契約可 <p>※1…見積合せをして金額が低い方と契約してください。</p>

Ⅱ 年間予定表・提出書類等

時 期	内 容	説 明
8月21日 (金)	申請締切	<p><園→横浜市> 各種様式は横浜市ホームページからもダウンロードできます。 URL： https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/hojyokin/youchien-hojyokin.html</p> <p>横浜市役所トップページ> 事業者向け情報>分野別メニュー>子育て> 幼稚園等の補助金</p> <p>【申請書類】 ①交付申請書（第1号様式） ②修繕事業計画書（細目第5号様式） ③平面図、立面図（施行箇所の図面） ④見積書（内訳書含む） ・1千万円以上の工事及び設備の更新：市内事業者5者以上 ・1千万円未満の工事及び設備の更新：市内事業者2者以上 ⑤施工箇所の写真（施工前の写真） （A4の用紙1枚に3つ程度表示し、施工箇所を明記してください。）</p>
12月末 まで	交付決定	<p><横浜市→園> 交付決定通知書（第3号様式）を送付</p>
交付決定の 後、施工終 了・支払い 完了した園 から順次	実績報告書 の提出	<p><園→横浜市> 【実績報告書類】 ①実績報告書（第5号様式） ②工事請負契約書（写）（修繕工事の場合） ③工事完了届（設備更新の場合は納品書等で可） ④施工箇所の写真（施工後の写真） （A4の用紙1枚に3つ程度表示し、施工箇所を明記してください。） ⑤施工業者の請求書（写） ⑥施工業者の領収書（写）</p>
	確定通知	<p><横浜市→園> 確定通知書（第6号様式）を送付</p>
	請求書提出	<p><園→横浜市> 請求書（第7号様式）提出</p>
	補助金の 交付	<p><横浜市→園> 指定の口座へ振り込みます。</p>

※ 補助金額の基礎となる補助対象経費は、交付決定時の見積額と、交付請求時の工事請負契約金額を比較して少ない方の金額になります。

※ 申請を辞退する場合は、すみやかに幼児教育係にご連絡ください。
(次点の幼稚園を繰り上げて補助対象とするため、ご協力をお願いします。)

〈 書類提出先及び問合せ先 〉

kd-yojihojyokin@city.yokohama.lg.jp

Eメールでご提出ください。

担当：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係
電話：045-671-2085